

## 伊賀市水道料金・下水道使用料の口座振替(自動払込)による支払方法

この依頼書(申込書)に必要事項を記入・押印(口座登録印)の上で、依頼先の金融機関窓口にご提出ください。  
(※3枚複写となっていますので、3枚とも切り離さずご提出ください。)

### ご利用可能な金融機関

百五銀行 滋賀銀行 中京銀行 南都銀行 三菱UFJ銀行  
北伊勢上野信用金庫 東海労働金庫 伊賀ふるさと農業協同組合  
三十三銀行  
以上の本支店  
全国のゆうちょ銀行および郵便局

### ※振替日(払込日)は・・・

水道料金は、水道メーターの検針のあった月の翌月の10日、下水道使用料は水道メーターの検針のあった月の2か月後の10日です。ただし、10日が土・日・祝祭日の場合は直後の金融機関営業日に振替(払込)をさせていただきます。

### ※振替(払込)ができなかった場合は・・・

振替日(払込日)と同じ月の25日に再度振替(払込)いたしますので、前日までに指定口座の残高を確認してください。

### ※25日も振替(払込)ができなかった場合は・・・

督促状が送付されますので、金融機関等でお支払いください。

### ※振替(払込)済の結果は・・・

検針時にお渡しする「使用水量等のお知らせ」(検針票)によりお知らせします。

### ※その他・・・

- ・口座振替(自動払込)のお手続き完了には金融機関により1ヶ月程度の日数がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。手続きが完了するまでは納入通知書が発送されますので、金融機関等でお支払いください。
- ・本依頼書(申込書)1部につき、水道・公共下水道等のお客様番号1件分のお申し込みとなります。
- ・同一のお客様番号で水道と公共下水道等を併用されるお客様で、同じ預貯金口座から口座振替(自動払込)を希望される場合は、本依頼書(申込書)1部にまとめてお申し込みすることが可能です。
- ・複数の場所で水道・公共下水道等を使用されているお客様は、ご使用場所ごとに提出が必要です。
- ・水道・公共下水道等の使用場所を変更した場合、新たに本依頼書(申込書)の提出が必要になります。
- ・口座振替(自動払込)の解約手続きを行うお客様で、他の場所で水道・公共下水道等を使用中の場合は、解約される預貯金口座から水道料金・下水道使用料の振替(払込)を行っていないか、ご確認ください。

### お問い合わせ先

〒518-0131 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4 (伊賀市上下水道部内)

**伊賀市上下水道お客様センター** TEL 0595-24-0013

営業時間 平日午前8時30分～午後5時15分  
(土日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日を除く)